

令和3年5月26日
世田谷保健所

新型コロナウイルス感染者情報の誤送信について

1 事案の概要

世田谷保健所では、令和3年2月より新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者の健康観察を委託により実施している。

受託事業者が業務を行うにあたり必要となる情報については、FAXにより保健所から事業者へ送っているところだが、令和3年5月5日の送信分について、異なった事業者への誤送信が発生したので報告する。

2 発生日時

令和3年5月5日（水・祝日）午前10時5分

3 経過の概要

- ・10時 5分 感染症対策課より受託事業者あてに自宅療養者38人分の情報をFAXにて送信した。
- ・14時頃 受託事業者より自宅療養者情報のFAXを受信していない旨、感染症対策課に電話連絡があった。送信記録を確認したところ、受託事業者と異なるFAX番号に送信していたことが判明した。
- ・14時30分 感染症対策課より誤送信したFAX番号あてにお詫びの文章と折り返しの連絡をいただきたい旨のFAXを送信した。
- ・15時 誤送信先（事業者）より自宅療養者情報が記載されたFAXを受信した旨の電話連絡があった。
- ・15時50分 感染症対策課担当職員が誤送信先（事業者）を訪問し、誤送信した情報を回収した。
- ・16時～ 情報が流出した38人の自宅療養者のうち28人は電話で連絡がつき、今回の経緯について説明とお詫びを行った。
- ・翌日11時 前日に電話がつながらなかった10人に連絡がつき、説明とお詫びの電話を行い、全員への連絡を終了した。

4 情報の内容

新型コロナウイルス感染症に感染した自宅療養者に関する情報（38人分）

住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢、性別、発症日、陽性判明日、症状

5 誤送信の原因

- ・通常は、感染症対策課のFAX機から短縮登録番号を使用し、データを送信している。誤送信当日は、自宅療養者の健康観察数が多いことが確定しており、各医療機関から送信される発生届の受信に影響を及ぼすことが想定されたため、別所属のFAX機を使用してデータ送信を行った。
- ・送信作業は、担当職員1名がFAX番号を入力し送信したため、FAX番号のダブルチェックを行っていなかった。

6 再発防止について

(1) 電子化によるデータの送信

自宅療養者の個人情報の送信については、当初より電子化に向けた準備を行っていたが、当該事業者との準備作業を加速し、早急に電子化したデータ送信を実現する。

(2) 当面のFAXでのデータ送信における対策

- ① 個人情報を外部に送信する際は、内容ならびに送信先の確認を2人体制で実施することを改めて徹底する。
- ② 個人情報をFAXする特定の番号については、短縮登録の使用を徹底する。